

薬害イレッサ訴訟についての声明

2011年1月23日

薬害肝炎全国原告団

代表 山口美智子

薬害肝炎全国弁護団

代表 鈴木 利廣

私たちは、薬害イレッサ訴訟が薬害防止・がん患者の権利確立・抗がん剤副作用被害救済制度創設をめざした、医薬品の安全性確立にとって極めて重要な政策形成訴訟であると認識しています。

同訴訟について、本年1月7日付大阪地裁及び東京地裁の両和解勧告所見は、医薬品の安全性確立にとって極めて重要な、医薬品の添付文書についての製薬企業及び厚生労働省の責任について言及したもので、これらの考え方を私たちは支持いたします。

そして、この和解勧告所見に基づき本訴訟を和解手続によって迅速に解決することが、医薬品の安全性向上を目的とした医薬品行政の見直しにとって急務の課題であると考えます。

すなわち、国及びアストラゼネカ社が、和解による早期解決を拒否することは、医薬品の安全性確立を先延ばしにすることであり、許されないことです。

薬害肝炎事件の反省に基づき、現在医薬品行政の見直しを推進している現政権・厚生労働省が、薬害イレッサ訴訟の和解解決を拒否するようなことになれば、私たち薬害肝炎全国原告団、弁護団も、政府と闘う決意であることを、ここに表明いたします。